

平成 2 1 年

第 1 回市議会定例会 議案第 4 4 号

函館市職業訓練センター条例の一部改正について

函館市職業訓練センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 1 年 2 月 2 7 日提出

函館市長 西 尾 正 範

函館市職業訓練センター条例の一部を改正する条例

函館市職業訓練センター条例（昭和 4 5 年函館市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「市長が別に」を「規則で」に改める。

第 5 条の見出しを「（規則への委任）」に改め、同条中「に定めるもののほか、」を「の施行に関し」に、「市長が別に」を「規則で」に改め、同条を第 1 5 条とする。

第 4 条第 2 項中第 2 号を第 3 号とし、第 1 号を第 2 号とし、同項に第 1 号として次の 1 号を加える。

(1) 職業訓練センターの使用の許可および制限に関すること。

第 4 条に次の 1 項を加える。

3 指定管理者に前項の業務を行わせる場合における第 5 条、第 6 条、第 8 条から第 1 0 条までおよび前条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

第 4 条を第 1 4 条とし、第 3 条の次に次の 1 0 条を加える。

（使用者の範囲）

第 4 条 職業訓練センターを使用することができるものは、次に掲げるものとする。

(1) 職業能力開発促進法（昭和 4 4 年法律第 6 4 号）第 1 3 条に規定する事業主等

(2) その他職業訓練センターの設置の目的から市長が適当と認めるも

の

(使用の許可)

第5条 職業訓練センターを使用しようとするものは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可をする場合において、職業訓練センターの管理上必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(使用の不許可)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、職業訓練センターの使用を許可しない。

(1) 秩序もしくは風紀を乱し、または他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(2) 建物、附属設備等を損傷し、汚損し、または滅失するおそれがあると認められるとき。

(3) その他職業訓練センターの管理上支障があると認められるとき。

(目的以外の使用等の禁止)

第7条 第5条第1項の許可を受けたもの(以下「使用者」という。)は、職業訓練センターを許可を受けた目的以外に使用し、他人に転貸し、またはその使用する権利を譲渡してはならない。

(特別設備等の制限)

第8条 使用者は、職業訓練センターの使用に当たり特別の設備を設け、または既存の設備を変更しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(使用の許可の取消し等)

第9条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは使用の条件を変更することができる。この場合において、使用者に損害が生じても市は、その賠償の責めを負わない。

(1) この条例またはこれに基づく規則に違反したとき。

(2) 使用の許可の条件に違反したとき。

(3) 第6条各号のいずれかに該当する理由が生じたとき。

(4) 使用の許可の申請に偽りがあつたとき。

(販売行為等の禁止)

第10条 市長の許可を受けた者以外の者は、職業訓練センターまたはその敷地内において、物品の販売、寄附の要請その他これらに類する行為をしてはならない。

(原状回復等)

第11条 使用者は、職業訓練センターの使用を終了したとき、または第9条の規定により使用の許可を取り消され、もしくは使用を停止されたときは、直ちにその使用場所を原状に回復して返還しなければならない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長は、使用者に代わつてこれを執行し、その費用を使用者から徴収する。

(損害賠償の義務)

第12条 使用者は、職業訓練センターの使用により、建物、附属設備等を損傷し、汚損し、または滅失したときは、市長の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。

(入館の制限)

第13条 市長は、職業訓練センターに入館しようとする者または入館した者が第6条各号のいずれかに該当するときは、入館を拒否し、または退館させることができる。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(提案理由)

職業訓練センターの使用の許可および制限に関する業務を指定管理者に行わせることとし、および規定を整備するため